

総合特区提案様式2(国際戦略総合特区(仮称)・地域活性化総合特区(仮称)共通)

取組に必要な特例措置・支援措置

提案主体名		社団法人北海道観光振興機構				
提案プロジェクト名		北海道観光インバウンド特区				
(a) 取組に必要な規制の特例措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内) ^{※1}	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係 官庁	この措置が必要となる取 組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
1	日本人の訪中同様、中国人観光客に対する入国査証の免除措置	日本人が中国を訪れる際、14日間以内であれば入国査証の免除措置が適用されている。北海道には、気候や風土が異なる多様な地域があり、また、四季の変化がもたらす美しい景観や豊かな自然に育まれた豊富な味覚などの様々な資源に恵まれている。北海道は、日本、アジアの中で、何度訪れても新たな楽しみ方ができる貴重なエリアであり、今後、増加が見込まれる中国からのリピーターの確保に向け、北海道を先行モデルとして、道内の空港で出国する観光目的の中国人に対し、14日間以内であれば入国査証の免除を求めるものである。	—	外務省	(1) 来道する上での障壁への対応	
2	中国人観光客の運転免許証許可に対する特別措置	平成22年7月1日から、中国人に対する個人ビザの制限が緩和され、また、本道を舞台とした映画の大ヒットの影響などもあり、今後、北海道を訪れる中国からの個人旅行者の大幅な増加が見込まれるが、中国はジュネーブ条約に加盟していないことなどから、中国人は日本で運転することはできない。しかしながら、本道においては、二次交通が整備されていないことから、広域に分散している観光地間を移動し、また、映画の舞台となったロケ地などを訪れるためには、自動車の利用が不可欠である。このため、中国の中でも日本と同等の運転免許の水準にあると認められる都市からの渡航者が北海道に滞在している期間に限り、中国人観光客の運転免許証許可に対する特別措置を求めるものである。	道路交通法	警察庁	(2) 道内における二次交通の確保	
3	新千歳空港における中国等一部外国機の乗り入れ制限の緩和	新千歳空港は、航空自衛隊千歳基地に隣接しており、防衛上の理由から平日における中国、ロシアの航空会社による国際航空便の乗り入れが制限されており、本年3月に制限の一部が緩和されたものの、その後においても、制限されていない時間帯に到着便が集中し、入国審査に長時間を要する原因ともなっている。中国便の利用客は年々増加し、平成21年の利用者は約6万人となっており、今後も更なる増加が見込まれることから、一層の制限緩和を求めるものである。	—	国土交通省、防衛省	(1) 来道する上での障壁への対応	
4	外国人人材の受け入れの促進のための在留資格要件の特別措置	中国をはじめ外国人宿泊客の大幅な増加が期待される中で、宿泊施設で母国語に通じる人材の有無は、観光地選びや宿泊地選びにおいて重要なポイントになっている。外国人来道客の利便性や受け入れ態勢の向上を図るためには、ホテルや旅館などで母国語に通じる優れた外国人を確保する必要があるが、出入国管理法では、範囲が限定されており、実務経験年数など一定の要件を満たす通訳やシェフなどについて、3年又は1年の在留期間が認められているのみである。については、在留資格の認定にあたって、実務経験年数の短縮や観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人従業員を追加するなどの要件緩和により、外国からの優秀な人材を確保し、外国人観光客へのホスピタリティの向上を通じて、北海道観光の魅力アップにつなげていくものである。	出入国管理法	法務省	(3) 観光人材の育成、確保	
5						
(b) 取組に必要な税制上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内) ^{※1}	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	税目	この措置が必要となる取 組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1	航空機燃料税の軽減	外国人観光客にとって、首都圏など大都市圏から遠隔地に位置し、交通手段として航空機に依存せざるを得ない本道や沖縄県については、航空運賃に係る旅行費用が割高となることから、運航経費の引き下げにつながる航空機燃料税の軽減を求めるものである。	航空機燃料税	(1) 来道する上での障壁への対応	沖縄県の区域では、1/2に軽減(租税)特別措置法第90条の8)	
2	特定免税店制度の創設	外国人観光客、特に富裕層においては、海外旅行にに合わせて、ブランド品などの買い物をしたいとするニーズが極めて高いことから、観光立国日本の実現に向け大きな役割を果たすことが期待されている本道において、こうした需要に対応できるよう、現在沖縄県のみで認められている特定免税店について、北海道内においても設置できるよう求めるものである。	関税法	(4) 観光基盤の整備	沖縄県では、沖縄振興特別措置法、租税特別措置法等により実施済み	
3	観光振興のための施設設備の整備に係る課税特例	これまで国内からの団体客受入れを主体としてきた道内の宿泊施設等においては、個人旅行者に対応した施設整備や外国語表記が著しく遅れている状況にある。このため、観光立国日本の実現に向け、大きな役割が期待されている本道において、今後、増加が見込まれる外国人観光客、特に個人旅行者の受入環境の整備が促進されるよう、北海道を先行モデルとして、宿泊施設の改修などの新たな投資を行った施設に対する課税特例(法人税に係る投資税額控除、地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の減免に伴う地方交付税による減収補填)を求めるものである。	法人税	(4) 観光基盤の整備	沖縄県では、沖縄振興特別措置法により実施済み	
4						
5						

総合特区提案様式2(国際戦略総合特区(仮称)・地域活性化総合特区(仮称)共通)

取組に必要な特例措置・支援措置

提案主体名		社団法人北海道観光振興機構		
提案プロジェクト名		北海道観光インバウンド特区		
(c) 取組に必要な財政上の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	観光案内板、標識、デジタルサイネージなどの整備に対する支援	今後、外国人観光客の旅行形態が、団体旅行から個人、家族旅行などへと、さらに多様化していくことが見込まれる中、観光地が広域に分散する本道においては、個人旅行者がレンタカーなどでスムーズに移動するためには、外国語表記やビクトサインによる観光案内板、標識、デジタルサイネージなどの整備が不可欠である。 このため、市町村や観光施設の運営主体などにとって負担が少なく、小規模な施設整備にも対応できる助成制度の創設を求めるものである。	(2) 道内における二次交通の確保	
2	無料無線LAN環境整備に対する支援	移動型の携帯端末の発達に伴い、滞在先や移動中においても、インターネットにより、外国人観光客などが旅行先などの情報収集やメールの送受信を自由に行うことができるよう、宿泊施設や観光施設などにおける無料無線LANの整備が求められている。 特に、観光地が広域に分散する本道においては、外国人観光客の受入環境として、無料無線LANの整備を早急に進めていく必要があることから、国による支援措置を求めるものである。	(4) 観光基盤の整備	
3	羽田、成田、関西空港等からの乗継運賃の低減措置	道においては、定期便を新たに運行する航空会社に対する道独自の助成制度を設けるなど、新千歳空港への海外直行便の誘致に向けた取組を進めているところであるが、今後、大幅な増加が見込まれる来道外国人観光客に対応するためには、羽田、成田、関西空港などからの乗継便の活用が不可欠である。 しかしながら、それらの空港から国内線に乗り換えた場合、外国人観光客が別途国内運賃を負担しなければならず、本道への旅行費用が割高になってしまうことから、航空会社の連携によるアドオン運賃の導入などにより乗継便運賃の低減が図られるよう、国の支援措置を求めるものである。	(1) 来道する上での障壁への対応	
4	24時間体制のコールセンター設置・運営に対する支援	本道の観光地は広域に分散していること、観光施設や宿泊施設で外国語が話せる従業員が不足していることから、安心して満足できる対応ができない状態となっている。観光事業者と外国人観光客との意思の疎通が困難な場合に、電話などを通じて、通訳などのサポートをできるスタッフを配置した案内所などの設置が不可欠である。 このため、24時間対応可能なコールセンターの設置・運営に対する助成制度の創設を求めるものである。	(4) 観光基盤の整備	
5				
(d) 取組に必要な金融上の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1				
2				
3				
4				
5				
(e) 取組に必要なその他の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	道内各空港のCIQ体制の整備、充実	新千歳空港を除く道内の各空港においては、CIQ(税関、入国審査、検疫)の職員が常駐しておらず、国際チャーター便の乗り入れについては、CIQ機関の職員が出張により対応している状況にあるが、限られた体制であることや、広域な本道においては出張のための移動に長時間を要すること、特に冬期間における交通事情なども考慮する必要があることから、全ての乗り入れ希望に対して対応できないことが懸念される。 このため、今後、増加が見込まれる道内各空港への国際チャーター便の乗り入れに十分に対応できるよう、人員の増員などCIQ体制の整備、充実を求めるものである。	(1) 来道する上での障壁への対応	
2	国管理空港の着陸料の引き下げ	道においては、本道への国際線に係る運行経費の引き下げを図るため、道管理空港における国際線(チャーター便)の着陸料を1/2に減免しているところであり、国管理空港においても、本道への国際線の維持・確保や新規就航に向け運航経費の軽減が図られるよう、着陸料のさらなる引き下げを求めるものである。	(1) 来道する上での障壁への対応	
3				
4				
5				

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入下さい。また、支援対象者(実施主体)、支援対象とする事業を明記して下さい。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載下さい。それを超える場合は、別様に記載のうえ添付し、「その他(特記事項)」欄に「別紙 事業内容書あり」等と記載して下さい。また、本欄には700字以内で全体概要を記載して下さい。また、取組、事業ごとの個別の措置の必要性や、措置した場合の具体的な効果について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。

※3 「関連する取組・事業」には様式1-1または1-2の「必要な取組・事業」に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入下さい。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入下さい。

※5 「税制上の支援措置」に関し、「特例措置の適用される区域」「適用見込件数」「1件あたりの概算減税額」等の詳細について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。

※6 「財政上の支援措置」に関し、「実施見込件数」「概算事業費」「既存の類似予算制度及びそれを活用しない(できない)理由」について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。

※7 「金融上の支援措置」に関し、「概算金融支援額」「既存の類似予算制度及びそれを活用しない(できない)理由」について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。